

○筑波大学大学院特別研究学生に関する法人細則

〔平成17年7月21日〕  
法人細則第26号

改正 平成23年法人細則第30号

令和 元年法人細則第14号

筑波大学大学院特別研究学生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第78条第2項の規定に基づき、特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の大学との協議)

第2条 大学院学則第78条第1項に規定する他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）との協議は、次に掲げる事項について、学術院運営委員会の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 研究指導計画
- (2) 対象となる学生数
- (3) 研究期間
- (4) 授業料等
- (5) その他必要な事項

(受入れの許可)

第3条 特別研究学生の受入れは、前条の協議が成立した他の大学からの依頼に基づき、学術院運営委員会の議を経て、学長が許可する。

(研究指導状況報告書)

第4条 特別研究学生は、研究指導の期間が終了したときは、別に定める特別研究学生研究終了報告書を、学術院長に提出しなければならない。

- 2 学術院長は、前項の報告書に基づき、当該特別研究学生に係る研究指導の終了について、学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、別に定める研究指導状況報告書により、特別研究学生を派遣した大学（以下「派遣元大学」という。）の学長に、研究指導の状況について報告するものとする。

(身分証明書)

第5条 特別研究学生は、別に定める身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(実験実習費)

第6条 実験又は実習に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

(法人規則等の遵守)

第7条 特別研究学生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（以下「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第8条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣元大学の長との協議により、当該特別研究学生の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究学生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他特別研究学生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該特別研究学生に対応する学術院運営委員会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に受け入れている特別研究学生については、この法人細則の規定により受け入れたものとみなす。

附 則（平23.9.29法人細則30号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人細則14号）

(施行期日)

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条、第3条、第4条第1項及び第2項並びに第8条第2項の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。